

大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要

1 発生日時等

発生時刻：平成20年10月1日 2時50分頃
覚知時刻：平成20年10月1日 2時59分

2 発生場所

住 所：大阪府大阪市浪速区難波中3丁目3番地23号
建物名称：桧ビル
用 途：複合用途ビル（（16）項イ）
焼損程度：1階店舗（部分焼（焼損床面積37㎡、焼損表面積57㎡））

3 建物概要

構造 耐火造 階数 地上7階
建築面積 262㎡ 延面積 1,318㎡
消防同意 昭和48年9月25日
使用開始 昭和49年5月15日
消防用設備等 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管

4 死傷者等

死 者 16人（全て男性客）（30日死者1名を含む）
負傷者 9人（男性8人（客4人、従業員2人、周辺住民2人）女性1人（周辺住民））

5 施設の状況

6階、7階 居宅（オーナー住宅）
2～5階 事務室、空室（（15）項）
1階 個室ビデオ（（2）項ニ）



大阪市浪速区個室ビデオ店火災に対する消防庁の対応

火災原因調査

消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員7名現地派遣

大阪市消防局と協力して火災原因調査を実施

通知・通達

- 個室ビデオ店等について緊急調査を行うとともに防火対策の徹底をするよう通知

「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」
(平成20年10月1日付け消防予第255号)

- 個室ビデオ店等について夜間の応急体制の確保及び自動火災報知設備の早期設置の促進等を指導するよう通知

「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」
(平成20年10月7日付け消防予第257号)

調査結果

(公表 : H20.11.25 ・ H21.3.27 ・ H21.6.3 ・ H21.9.16)

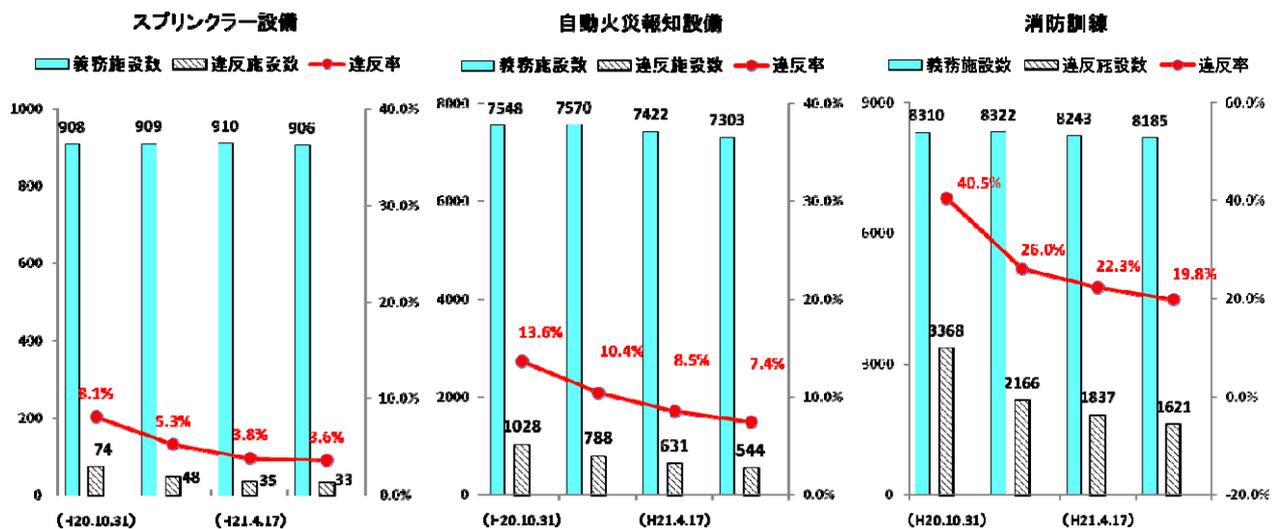
スプリンクラー設備違反	→	8.1%	→	5.3%	→	3.8%	→	3.6%
自動火災報知設備違反	→	13.6%	→	10.4%	→	8.5%	→	7.4%
消防訓練違反	→	40.5%	→	26.0%	→	22.3%	→	19.8%

全国の消防機関において類似火災発生防止のため防火対策の更なる徹底と違反是正の推進

予防行政のあり方に関する検討会(座長:平野 敏右 千葉科学大学学長)において、防火安全対策を検討し、とりまとめ

全国の個室ビデオ店等に係る緊急調査・フォローアップの結果

個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況(全数)



- 消防訓練をはじめ防火管理面に係る違反を中心として、違反率が高い状況。
- 第3回のフォローアップの結果、違反は低減しているが、引き続き違反是正の推進が必要。

予防行政のあり方について(中間報告)

大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策(ポイント)

現状と課題

<背景>

平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災を踏まえ、個室ビデオ店等*について、すべて自動火災報知設備の設置を義務づけ、平成20年10月1日から施行。
→平成22年3月31日まで猶予期間が設けられているところ。

*個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ・漫画喫茶、テレフォンクラブ等の遊興に供する個室型店舗(令別表第1(2)項ニ)

平成20年10月1日 大阪市浪速区個室ビデオ店火災 (死者15名、負傷者10名(うち1名が10月14日に死亡))

煙が内部で急激に滞留しやすく、通路も狭く複雑で行き止まり構造となっており、防火管理者や店舗従業員による応急活動が適切に行われなかったこと等から、個室で仮眠等していた利用客が逃げ遅れたもの。

→全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査を実施した結果、消防訓練の未実施など消防法令違反が多数見られる状況。

個室ビデオ店等においては、次のような防火安全上の課題があり、速やかに措置を講じていくことが必要。

- ① 火災の早期覚知・伝達(自動火災報知設備の機能を一部強化)
- ② 通路の避難障害(煙の中での避難方向の指示、扉の開放による避難障害の除去)
- ③ 防火管理体制(消防訓練の実施、夜間の応急体制等)
- ④ 消防機関における立入検査、違反是正等(防火上の不備を是正)

対応の考え方

個室ビデオ店等における安全確保のため、消防法令上の基準の見直しなど、早急に措置を講ずることが必要。

1 火災の早期覚知・伝達手段の確保

- (1) 自動火災報知設備の早期設置の促進
- (2) 個室ビデオ店等に対応した自動火災報知設備の機能等の確保
 - ① 感知器の種別について、個室においても煙感知器を設置
 - ② 個室でのヘッドホン使用に伴い、火災警報の聞き取りに支障を生じないよう措置(ヘッドホンの音響停止、警報用のベル等の増設等)
 - ③ 受信機は再鳴動機能付きのものを設置
- (3) 火災の警戒体制の確保(従業員の巡回、防犯カメラの監視等)

2 通路での煙等による避難障害への対策の確保

- ① 誘導灯又は蓄光式誘導標識を床又はその近辺に設置
→併せて、利用客に予め避難方法を周知(個室への避難経路図の掲出等)
- ② 個室の扉が自動的に閉鎖するよう措置(自動閉鎖装置の設置等)
(火災予防条例に係る対応)

3 防火管理体制の確保に関する支援促進

平成20年度第2次補正予算等により、下記の支援事業を実施

- ① 消防庁において消防訓練マニュアルを作成
- ② 消防機関において訓練指導等を行うための人員を支援

4 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化

- ① 個室ビデオ店等において、立入検査・違反是正を重点的に実施
- ② 建築部局など関係行政機関との連携を推進
- ③ 消防機関において、立入検査等に必要な体制を積極的に確保